

平成28年第7回北竜町議会臨時会

平成28年11月28日（月曜日）

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 発議第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第73号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○出席議員（8名）

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 北島勝美君 | 2番 | 藤井雅仁君 |
| 3番 | 小松正美君 | 4番 | 佐光勉君 |
| 5番 | 小坂一行君 | 6番 | 松永毅君 |
| 7番 | 山本剛嗣君 | 8番 | 佐々木康宏君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-------|
| 町長 | 佐野豊君 |
| 副町長 | 竹内範行君 |
| 教育長 | 本多一志君 |
| 総務課長 | 井上孝君 |
| 企画振興課長 | 高橋利昌君 |
| 住民課長 | 中村道人君 |
| 建設課長 | 大矢良幸君 |
| 産業課長 | 有馬一志君 |
| 農業委員会事務局長 | 山田英喜君 |
| 教育次長 | 南秀幸君 |
| 会計管理者 | 続木敬子君 |
| 地域包括支援センター長 | 藤井政信君 |
| 永楽園長 | 杉山泰裕君 |

○出席事務局職員

事務局長 山田伸裕 君
書記 糸谷梨生 君
書記 橋本僚太 君

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君）

ただいま出席している議員は、8名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第7回北竜町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、1番、北島議員及び2番、藤井議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君）

日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、発議1件、議案2件であります。

次に、本臨時会に説明員として、佐野町長、竹内副町長、本多教育長、井上総務課長、高橋企画振興課長、中村住民課長、大矢建設課長、有馬産業課長、山田英喜農業委員会事務局長、南教育委員会次長、続木会計管理者、藤井地域包括支援センター長、杉山永楽園園長が出席いたします。

本会議の書記として、山田伸裕局長、糸谷書記、橋本書記を配します。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しのうえ、ご了承賜りたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君）

日程第4、行政報告を行います。町長。

佐野町長。

○町長（佐野豊君）

平成28年第7回議会臨時会にあたり、行政報告を申し上げます。

総務課より、平成28年人事院勧告に基づく給与改定について。人事院は、本年8月8日に国家公務員の給与勧告を行い、10月14日の閣議において完全実施することが決定され、この勧告に基づく法律改正案が11月16日の参議院本会議で可決成立したところであります。本年度の改定内容は、公務員と民間給与の比較において、民間を下回っている現状を踏まえ、月例給を0.17%、平均で708円引き上げるもので、給料表については初任給を1,500円引き上げるとともに若年層についても同程度の改定を行い、高齢層も400円の引き上げを基本に改定を行うものであります。また、期末勤勉手当についても年間支給月数を0.1ヵ月引き上げ、年間4.3ヵ月とする内容になっております。実施時期につきましては、給料表の改正は平成28年4月1日から適用し、期末勤勉手当については、本年12月支給分で0.1ヵ月の加算を行い、平成29年度以降は6月、12月にそれぞれ0.05ヵ月を加算するものであります。本町の職員給与についても、国家公務員の給与改定に準じて改正することとして特別職並びに一般職給与条例改正案を提出しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。なお、今回の条例改正に伴う給与費の補正につきましては、12月定例会において提案をさせていただきます。

以上、行政報告といたします。

○議長（佐々木康宏君）

以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 発議第2号

○議長（佐々木康宏君）

日程第5、発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を願います。

3番、小松議員。

○3番（小松正美君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

小松議員、資料No.2ではなくて1ということですので、訂正を私の方から申し上げます。

提案理由の説明が終わりました。

発議第2号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (佐々木康宏君)

討論を終わります。

採決をいたします。

発議第2号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (佐々木康宏君)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することに決定されました。

◎日程第6 議案第73号

○議長 (佐々木康宏君)

日程第6、議案第73号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長 (竹内範行君)

(説明、記載省略)

○議長 (佐々木康宏君)

提案理由の説明が終わりました。

議案第73号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長 (佐々木康宏君)

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (佐々木康宏君)

討論を終わります。

採決をいたします。

議案第73号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (佐々木康宏君)

異議なしと認めます。

よって、議案第73号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することに決定されました。

◎日程第7 議案第74号

○議長 (佐々木康宏君)

日程第7、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

提案理由の説明が終わりました。

議案第74号について、質疑があれば発言を願います。

松永議員。

○7番（松永毅君）

ただいま質疑ということですが、先ほどの総務課の報告とただいまの給与の中で若年層と高齢層があります。これは、もとは高卒が多かったのですが、今は大半が大卒になっているので北竜町の高齢層と若年層の見解をどこら辺で押さえているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君）

井上総務課長。

○総務課長（井上孝君）

給料表上の若年層と高齢者層の区分けでございますけども、一般的には若年層というのは、給料表でいう1級、2級、3級。これらの職員については、平均して1,500円の引き上げを行うものでございます。あわせて高齢者層というのは、4級以降6級までになるわけでありましてけれども、これらの職員については、いわゆる給料表の引き上げ幅を平均で400円程度だということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐々木康宏君）

松永議員。

○7番（松永毅君）

私の質問の仕方が悪かったのかと思いますが、号俸の給与についての話は総務課の方から先ほどの報告があるのでわかりますが、ただ、年齢よっての仕分けが昔と違うのではないかと、多少変わってきているのではないかと思うから改めて聞いた。そんなところで号俸についての上げ下げでないということをご理解願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木康宏君）

井上総務課長。

○総務課長（井上孝君）

1級から3級までを若年層として、4級から6級までを高齢者層として、区分けしております。職務職階級制上、各級を規定の年数を経過して上級の号俸に渡って行き、4級以上は役職がつくため、高齢者層の区分となるものであります。

○議長（佐々木康宏君）

松永議員、よろしいですか。

他の議員、質疑はございますか。

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。

採決をいたします。

議案第74号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することに決定されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君）

本臨時会の会議に付された案件はすべて終了いたしました。

これで平成28年第7回北竜町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時20分

この会議録の次第は、書記糸谷梨生が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明する。地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員